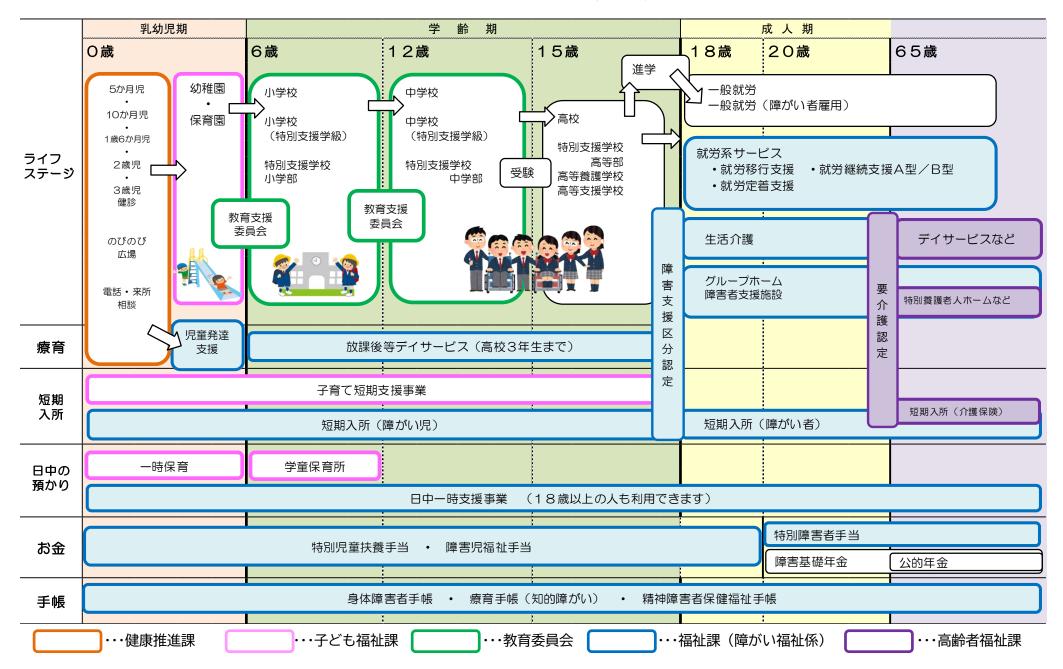
在宅や事業所での生活支援

~法定サービスや音更町独自事業~



《ライフステージごとの支援の種類》



1-1 障がい福祉サービス ~おとな編~

身体・知的・精神・難病の障がい種別にかかわらず、18歳以上の障がいのある人について、在宅で訪問を受けたり、通所施設を利用したり、施設に入所するサービスを受けることができます。

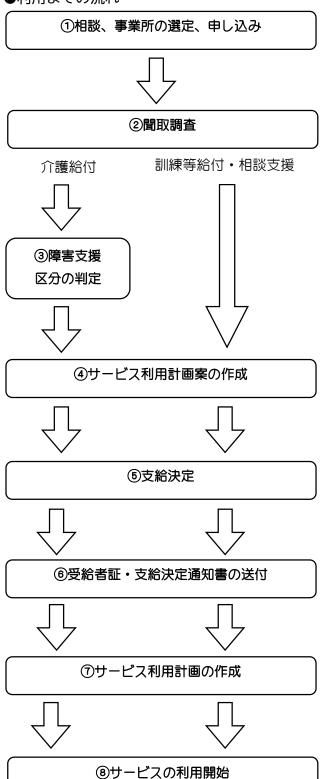
障がい福祉サービスには、介護の支援を受けるもの(介護給付)、就労に向けた訓練などを受けるもの の(訓練等給付)などがあります。

サービスの中には、大人だけでなく18歳未満の子どもも使えるものもあります。(例で表記しています)

【介護給付及び訓練等給付のサービス一覧】

	【介護給付及び訓練寺給付のサービス一覧】				
	サービスの名称	サービスの内容			
介	居宅介護 (ホームヘルプ) 便	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。			
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の 介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。			
	行動援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。			
護	同行援護 児	視覚障がいの人が外出するときに同行し、移動に必要な情報を提供するなどの支援を行います。			
給付	重度障害者等包括支援伊	介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。			
	短期入所 (ショートステイ) 原	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、 食事の介護などを行います。			
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、 介護および日常生活の支援を行います。			
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うととも に、創作的活動または生産活動の機会を提供します。			
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。			
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活 能力の向上のために必要な訓練を行います。			
訓	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力 の向上のために必要な訓練を行います。			
練	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力 の向上のために必要な訓練を行います。			
等給	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。			
付	就労定着支援	サービスを利用して、一般就労した人に、一定期間雇用が継続するよう相談、対 応、指導及び助言を行います。			
	自立生活援助	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、訪問や情報提供、相 談対応及び助言を行います。			
相談支援	計画相談支援((原)障害児相談支援)	支給決定時のサービス利用計画案を作成し、支給決定後の利用状況や生活の様子 について検証を行い、計画の見直しやサービス事業所等との連絡調整を行いま す。			
	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域 移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。			
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた不測の事態等に対し て、相談支援や訪問などの緊急対応を行います。			

●利用までの流れ



①サービスについての相談や、利用申込みなど をご相談ください。サービス利用のためのア ドバイスを行います。

事業所の選定は、基本的にはご自身で行っていただきます。

- ②普段の生活の様子やできること、できないことなど指定の調査項目に沿って役場職員が聞取調査を行います。
- ③障害支援区分とは、介護給付の必要性を表す 6段階の区分です。全国共通の調査票に基づいて聞取調査を行い、この結果と医師意見書 をもとに審査会で区分が判定されます。区分によって利用できるサービスが異なります。
- ④基本的には、指定特定相談支援事業者(ケアマネジャー)が作成しますが申請者自身による作成も可能です(セルフプラン)
- ⑤障害支援区分や④で作成された計画案をもと に音更町が支給決定を行います。
- ⑥支給決定内容が記載された受給者証と決定通 知を申請者へ送付します。
- ①支給決定されたらケアマネジャーなどが利用 予定事業所などと連絡調整を行うとともにサ ービス利用計画(本計画)を作成します。
- ⑧申請者は受給者証を受け取ったら、利用予定の 指定障害福祉サービス事業者と契約を交わし、 サービスを利用します。

利用する事業所やケアマネジャーの選定は、 申請者ご自身に行っていただく必要があります。 事業所の特徴などが載った一覧は、役場にありま すので、お気軽にご相談ください。

●利用者負担額

サービスを利用した場合の利用者負担額は、かかった費用の原則1割負担となります。 ただし、世帯の市町村民税課税額により負担上限月額が設けられます。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯(一般1以外の人)	37,200円

利用者負担額の軽減制度

(1) 高額地域生活支援事業費助成

障がい福祉サービスと地域生活支援事業 (P63をご覧ください)を両方利用している人の負担上限月額を1つとしたときに、これを超えた分を還付します。

(2) 高額障がい福祉サービス費支給

同じ世帯の中で複数の人が障がい福祉サービス(補装具費を含む)を利用していたり、介護保 険と障がい福祉サービスを併用している場合に、世帯の上限月額を1つとして、これを超えた分 を還付します。

●注意事項

- ・利用するサービスには、それぞれ支給決定期間が設けられており、支給決定期間が過ぎ る前に必ず更新手続きが必要になります。
- ・利用者負担額についても年に1回の見直しが必要です。

●申請・問い合わせ先

役場福祉課

1-2 障がい福祉サービス ~こども編~

身体・知的・精神・難病の障がい種別にかかわらず、18歳未満の障がいのある人について、「1-1障がい福祉サービス〜おとな編〜」で利用できるもののほか、現在通っている保育園や学校、児童相談所、医師などから療育を勧められたり、その必要がある場合はサービスを受けることができます。

【サービス一覧】

	サービスの名称	サービスの内容
障	児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
がい	放課後等デイサービス	就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進そ の他必要な支援を行います。
児通所	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な 支援を行います。
支援	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出できない児童に対し、居宅を訪問して、日常生活 における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他 必要な支援を行います。

●利用までの流れ

①手帳・診断書の取得 または発達検査の実施



②事業所の選定



③音更町役場福祉課へ連絡



④聞き取り調査の実施・申請手続き



⑤支給決定



⑥事業所と契約



⑦利用開始

①利用に当たっては、療育を必要とすることが示された書 類等を提出していただきます。

《書類の例》

- ◆公的機関の発達検査結果(直近1年以内に実施のもの)
- ・音更町第1・第2子ども発達支援センター (みらい・ていくたく)
- ・音更町障がい者基幹相談支援センター
- ・ 医療機関 (緑ヶ丘病院、北斗病院等)

《該当の人のみ》

- ◆診断書
- ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ◆特別児童扶養手当の証書 ほか
- ②事業所を見学し、通所する施設、通所日数を決めます。
- ◆役場福祉課に各事業所の案内チラシがありますので参考 にしてください。
- ◆子育て支援サイト「すくすく」からも事業所の検索が可能 です。
- ③担当職員不在の場合もあるので、必ず事前に予約をして 来庁してください。(電話:42-2111)
- ④お子さんの普段の生活の様子や保護者の困り感などを お聞かせください
- ◆通所されるお子さんも一緒にご来庁ください。
- ◆通所を開始してからの1週間のスケジュールと、通所による支援でどのような成長や生活を希望するかをご自身で計画していただきます。(セルフプランと言います)指定特定相談支援事業者(ケアマネジャー)に作成してもらうことも可能です。(この場合はケアマネジャーが在籍している事業所の選定も必要です。)
- ⑤自宅に「受給者証」と「支給決定通知書」が送付されます。
- ⑥保護者から事業所に受給者証が届いたことを連絡し契約します。
- ⑦支給決定日数内で通所してください。
- ◆通所日数の増減や、通所する事業所の変更や追加などがある場合は役場福祉課までお問い合わせください。(変更手続きが必要です)

●利用者負担額

サービスを利用した場合の利用者負担額は、かかった費用の原則1割負担となります。 ただし、世帯の市町村民税課税額により負担上限月額が設けられます。

区分	対象となる人	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	ОШ	
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般 1	市町村民税課税世帯(保護者の所得割が28万円未満)	4,600円	
一般 2	市町村民税課税世帯(一般1以外の人)	37,200円	

●利用者負担額の軽減制度

○障がい福祉サービス等利用者負担額助成

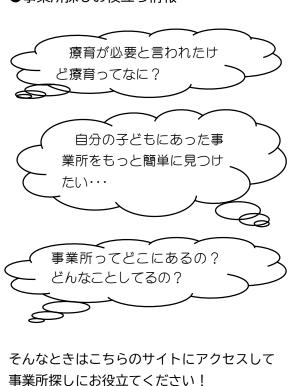
音更町では、児童が利用するサービスについては 0.5 割負担とし、利用者負担を軽減しています。 月間のサービス利用総額×0.5 < 負担上限月額となるとき、その差額を還付します。

●注意事項

利用するサービスには、支給決定期間が設けられており、支給決定期間が過ぎる前に必ず更新手続きが必要になります。**支給決定期間が過ぎた場合、更新手続きをしないと継続利用できません。**

●申請・問い合わせ先役場福祉課

●事業所探しお役立ち情報





2 地域生活支援事業

1-1や1-2の障がい福祉サービス以外にも、音更町が独自で実施しているサービスがあります。このサービスを利用した場合も、原則1割負担となりますが、世帯の市町村民税課税額により負担上限月額が設けられます(詳しくは、P60・P62の1-1および1-2の利用者負担上限月額表をご覧ください。)。

※障がい福祉サービスと地域生活支援事業を組み合わせて利用したときには、高額地域生活支援事業費として、月額負担上限額を超えた分について助成される場合があります。(詳しくはをご覧ください。)

(1)日中一時支援事業

障がいのある人(おとな・こども両方含む)の日中活動の場を確保するとともに、家族の就労 支援や介護負担を軽くするため、一時預かりを主とした支援を行います。

(2)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者(児)に対し、社会生活上必要不可欠な外出についての支援を 行います。

医療的ケアが必要な児童の保護者のみなさんへ

医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児等の保護者のレスパイトケア等を目的として、週 2回を上限に帯広養護学校への通学のための利用も可能となりました。ぜひご活用ください。

(3) 身体障がい者訪問入浴サービス事業

身体に一定の障がいがあり、在宅での入浴が困難な人に対し、訪問入浴の支援を行います。

(4) 意思疎通支援事業 ※利用者負担なし

聴覚・言語機能・音声機能などに障がいがあるため、意思疎通を図ることが困難な人に対し、 手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

また、役場窓口での手続きや相談などの際に、テレビ電話を使った手話通訳支援を行います。

(5)地域活動支援センター ※利用者負担なし(食費等の実費負担あり)

障がいのある人が、創作的活動や生産活動を通じ社会との交流を促進するためのセンターです。

●申請・問い合わせ先

役場福祉課

3 医療的ケア児支援事業

医療的ケアを必要とする児童に対し、保育園等において必要な医療的ケアを行います。

●対象者

保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校、療育事業所等に通い、主治医から看護師による日常的な医療的ケアが必要と診断された町内在住の児童

●事業の内容

音更町が病院、診療所、訪問看護ステーション等に依頼し、対象児童が利用する保育園等へ看護師 を派遣し、医師の指示書に基づいて経管栄養、導尿、水分補給及び胃ろう管理などのケアを行います。

●申請に必要なもの

医師の指示書(費用は保護者負担です。)

●留意事項

- (1) 申請の際に、必要とする医療的ケアの種類、所要時間、必要な薬剤等について聞き取りを行います。
- (2)(1)で聞き取った内容に基づき保育園等でケアを実施できるかを検討します。
- (3) 医療的ケア実施に必要な薬剤や消耗品(脱脂綿など)の費用は保護者負担となります。

●申請・問い合わせ先

役場福祉課、子ども福祉課、教育委員会学校教育課

4 やさしい住宅工事費の一部補助

高齢者などが住む住宅で、対象となる改修などの工事費の一部を助成します。

≪新築または建て替え工事≫

●対象住宅

次の人が住んでいるか、新築または建て替え工事後に住むことが確実な住宅

- ・1級又は2級の身体障害者手帳を持っている人
- ・要介護か要支援の認定を受けている人
- ・そのほか身体の機能低下がある人
- ●対象工事

入居者の身体状況に応じた配慮がされていること

●補助金額

20万円

≪改修工事≫

●対象住宅

次の人が住んでいるか、改修工事後に住むことが確実な住宅

- 65歳以上の人
- ・65歳未満で、次のいずれかに該当する人 ▽1級か2級の身体障害者手帳を持つ人 ▽要介護か要支援の認定を受けている人 ▽そのほか身体の機能低下がある人

●対象工事

手すりの取り付け、床の段差解消、浴室の改修などで3万円以上の工事 (壁紙の張替えや塗装などの修繕工事は対象外)

※介護保険法や障害者総合支援法などで住宅改修費の支給を受けることができる工事は対象外

●補助金額

対象工事の3分の1(上限20万円)※1,000円未満切り捨て

≪その他≫

工事着工前に申請が必要で、工事完成期限は3月31日です。

●申請・問い合わせ先

役場建築住宅課住宅係